巻　　頭　　言

「アスベスト被害に想う」

理事長　大　橋　昭　夫

2005 年 6 月 29 日の新聞は、機械メーカー「クボタ」の元従業員 79 名が、アスベスト（石綿）曝露を原因として中皮腫や肺がんに罹患し死亡していることを報じました。

この報道を契機として、アスベスト被害がアスベスト製品製造工場ばかりでなく、あらゆる部門の工場に及び、その被害は工場労働者のみではなく、周辺住民にも及んでいることが判明しました。

私達、静岡県内の有志弁護士は、2005 年 7 月 30 日、「アスベスト被害調査 110 番」を開催し、県内のアスベスト被害実態の把握に努めましたが、この 1 日のみの 110 番にも 85 件もの相談が寄せられ、県内でも多くの職場でアスベスト曝露を原因とする労災が発生している事実が浮かびあがってきました。

1970 年代に私は古河鉱業や日本鉱業を被告とした「遠州じん肺訴訟」を担当したことがありますが、その裁判の中でアスベスト吸入を原因とする石綿じん肺、肺がん、中皮腫被害が存在し、アメリカでは何十万件の訴訟が提起され、倒産する企業もあるということを見聞してきました。

その後、アスベスト被害は無くなっているものと思いましたが、このところのマスコミの報道でアスベスト被害がクローズアップされ、その被害が労災の範囲にとどまらず公害ともいえることを知り驚いた次第です。

それと同時に、いつもながらの大企業の無責任さと国の無策に憤りを感じています。

アスベストは、天然に産出する繊維上の鉱物であり、耐熱性、保温性、耐久性、耐薬品性、電気絶縁性に優れており、布状や糸状にも加工でき、さらに安価ということもあり種々の用途に使用されてきたことは公知の事実です。

艦船、機関車、水道管、製鉄、化学工場の断熱、自動車のブレーキライニング、建材等が代表的な使用例であり、特に屋根用化粧スレート、サイディング、壁材、内装材等の建材にアスベストが含有されていることから、建築物についての市民の不安も高まっています。

日本は、北海道、熊本、長崎に鉱脈があるだけなので、カナダ、南アフリカ、アメリカ等からアスベストを輸入し、有数のアスベスト輸入大国になっていました。

日本のアスベスト輸入量は、1960 年代から増加し、1974 年の 35 万トンをピークに年間約 30 万トンで推移し、1990 年代からやっと減少したとのことです。

清水港にも大量のアスベストが南アフリカから輸入され、それを扱った港湾荷役労働者も数多く存在し、今回の 110 番の中でも中皮腫に罹患したものの会社の労災隠しにあい、無念の内に死亡していった家族の悲痛な叫びも寄せられています。

県内には厚生労働省に公表されているニチアス袋井工場、富士化工富士工場の他にもアスベストを取り扱った企業は多数あり、自動車工場、造船所、建材製造工場等で中皮腫、肺がんで死亡した労働者が多数存在することが 110 番で判明しています。

これらの企業が厚生労働省に未だ公表されていないことをよいことにして、社内で発生したアスベスト被害を頬被りしていることは許せないことです。

さらに工場労働者の被害ばかりでなく、建築物の解体に従事していた建設土木作業員にもアスベスト被害は広がっています。

この場合、勤務していた会社が複数にわたり、それも倒産等で会社が消滅していること等の理由により労災認定も受けていない事例が数多くあります。

私は過去にスモン訴訟等の薬害事件にも従事しましたが、大企業の無責任さばかりでなく、これを擁護する国の無責任さを実感してきました。

アスベスト被害でもこの感を深くしています。

国は早くからアスベストによる重篤な被害が発生していることを知っていたにもかかわらず、アスベストが代替品と比べ安価であったことから企業の要請により、輸入規制や使用規制を行わず、現在まで被害を放置してきました。

ドイツでは、1943 年という早い時期にアスベストによる肺がんや中皮腫を労災として取り扱い、1960 年代にはアスベストに発がん性があることは国際的に公知の事実となっていました。

しかしながら、日本では 1971 年にアスベストが初めて特定化学物質に指定され、1975 年にアスベストの吹きつけが禁止されたものの、全面禁止はなされず、2004 年 10 月に１パーセント以上のアスベストを含む製品の使用が原則として禁止されるまで、被害は 30 年以上も放置されてきました。

もっと早い段階で国がアスベスト輸入、使用の規制をしていれば、アスベスト被害は少なくなっていたであろうし、さらに、今後発生するだろうと予測されている 10 万人程度のアスベスト被害者の発生も防止できたと思います。

大企業や国のアスベスト被害隠しの為、アスベスト被害についての裁判例はあまり多くないと予測されますが、2004 年 9 月 16 日、東京地裁民事 27 部は、中皮腫に関する初めての企業責任を認める判決を出し、控訴審である東京高裁も１審判決を支持しています。

東京地裁判決は、アスベスト曝露と中皮腫罹患、死亡との間の因果関係を認め、企業の予見可能性についても、中皮腫を発症させるというところまでの予見可能性は必要ではなく、「安全性に疑念を抱かせる程度の抽象的な危惧であれば足り、必ずしも生命、健康に対する障害の性質、程度や発症頻度まで具体的に認識する必要はない。」との福岡高裁平成 1 年 3 月 31 日判決を引用し、本件では、「アスベスト粉じん吸入によって、その生命、健康を害する影響を受けることについて予見可能性があった。」と判断しています。

判決は企業側の責任を厳しく認定していますので、労災認定を受けた者は企業を相手どって損害賠償責任を追及することも可能であると思います。

そればかりでなく、国の責任を追及することも可能です。

建設土木作業員など勤務先会社が既に倒産している場合には、国の責任を追及する以外に被害の回復を図ることができません。

前記の遠州じん肺訴訟の意見陳述で、ある原告代理人の弁護士が、「労災と弁当は労働者持ち。」と言ったことが記憶にありますが、弁当はともかく、労災は労働者持ちではいけません。

私はアスベスト被害を掘りおこし、企業や国の責任を追及することこそ、第２、第３のアスベスト被害を防ぐ最大の策だと確信しています。

その意味で静岡県労働研究所もこの問題で力を尽くしていただきたいと思います。

最後になりましたが、私は２期４年務めた理事長職をこのたびの総会で退任させていただくことになりました。

この４年間、布川日佐史研究所長、片桐正二郎事務局長を始めとする有能な理事、事務局員の皆様方のご助力を得て、楽しく大過なく理事長職を務めさせていただけましたことを心より感謝申しあげます。

有能な塩沢忠和次期理事長のもとで当研究所が益々発展され、県内労働者の希望の灯となりますことを祈念致します。